

業務指示書

カメルーン国ドゥアラ都市交通ネットワーク整備のための情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年4月20日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 竹田 圭宏 Takeda.Yoshihiro@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年4月25日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

()認めません。

(○)認めます。

()認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

()者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

()協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。

2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の用語については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路交通計画、橋梁設計に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います
(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)
() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。
(O) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/道路交通計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：道路交通計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：カムルーン 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 橋梁設計】

- 1) 類似業務の経験：橋梁設計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：カメルーン 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 交通量需要予測】

- 1) 類似業務の経験：交通量需要予測に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年5月9日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調第42号））に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(O) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

交通調査、地形・測量、地質・土質調査、水理・水文調査

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d'Urgence :CPU）」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(O) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(XAF1 = 0.190 円 , US\$1 = 114.01 円 , EUR1 = 124.67 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(O) プrezentationは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期 :

（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

(2) 実施場所 : JICA本部 (麹町) ～ 会議室

(3) 実施方法 :

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）上記（2）の実施場所以外からの出席を認めません。

（ ）海外在住・出張等で当JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記（1）で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。
プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

（1）評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/道路交通計画

橋梁設計

交通量需要予測

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

12.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年5月20日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式》規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式》調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
カメルーン国ドゥアラ都市交通ネットワーク整備のための情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(45.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括/道路交通計画	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
(30.00)	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 橋梁設計	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 交通量需要予測	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[85.00]	

業務指示書

案件名：カメルーン共和国 ドゥアラ都市交通ネットワーク整備に係る情報収集・確認調査 (Data Collection Survey on the Transport Network Development in Douala)

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

カメルーン共和国（以下、カメルーン）は、中部アフリカ経済通貨共同体（CEMAC）圏で最大の経済規模を誇る。また、同国の域内物流拠点であるドゥアラ市は、国内全貨物取扱量の99%が集中するドゥアラ港を有し、比較的安定した政治・経済状況を背景に、国内および近隣内陸諸国への国際貿易の玄関口として発展してきた。しかし、経済発展による産業集積、人口増加に伴い、交通量が急速に増加する一方で、同市内を東西に分けるウーリ川には片側一車線の橋が1つあるのみで、同橋梁及び周辺道路、ウーリ川西側・東側・北部に位置する産業集積地や居住地区等の人口過密地域において、大規模な交通渋滞を引き起こしており、これがドゥアラ港を含むドゥアラ市全体の物流・人の流れの効率化及び経済活動の活性化を著しく阻害する要因となっている。

かかる状況を踏まえ、カメルーン政府は、2009年「成長と雇用戦略 (Document de Stratégie pour la Croissance et l'Emploi: DSCE)」を策定し、主要インフラ整備プロジェクトとして、ドゥアラ港への貨物一極集中軽減をめざし、南部のクリビ深海港、西部のリンベ深海港の開発による港湾機能の分散化を進めることとした。また、ドゥアラ市及びその都市圏の交通網の開発戦略については、ドゥアラ都市開発機構(Communauté urbaine de Douala : CUD)が、世銀やフランス開発庁（以下、AFD）の支援を受けて「ドゥアラ及び都市圏の開発戦略」及び「ドゥアラ市都市開発マスターplan2025」を策定し、大都市圏の円滑な交通フローと渋滞解消及び都市交通システムの効率性を向上するための取組を開始している。

同マスターplanの中では、ウーリ川に架かる既存橋梁に加え、具体的にドゥアラ市南部（第2架橋）、北部（第3架橋）、中部（第4架橋）の3箇所に新設の橋梁を建設することが計画されており、現在第2架橋をAFDが建設中（2017年完工予定）、第3架橋を含むアクセス道路のF/Sをアフリカ開発銀行が実施中である。第2架橋は既存の第1橋の機能強化を目的に物流拠点であるドゥアラ港周辺の出入口における渋滞緩和を図ること、第3架橋はカメルーン東西を横断する車両がドゥアラ市を迂回して国道間（14号線と15号線）を移動出来るルートを確保することが目的であるが、ドゥアラ市近郊のウーリ川周辺の大小複数の河川や入江等により分断される飛び地に広がる産業集積地や居住地区等の渋滞緩和と入江間の接続を実現し、貿易・投資等の経済活動の活性化・円滑化を図るために、ドゥアラ市西側にあるボナトンベから中州地帯のジュバレ島を通過し、東側のボナサムディにかかる第4架橋の建設が不可欠である。同事業サイトはマングローブ生息地帯であり、環境への配慮、また軟弱地盤対策や耐震対策等を考慮した設計・施工が求められることから、今般JICAに対し、本邦技術活用による円借款の事業化を見据えた基礎情報・確認調査の実

施依頼が求められた。なお、円借款事業として事業化をする際には、別途協力準備調査を実施する予定である。

2. 調査の目的

本調査においては、ドゥアラ市及びその都市圏における政府の開発戦略や開発マスター プランの実施状況、ドナーの支援状況にかかる最新情報の収集と分析、今後の開発に向けた課題整理等を行うと共に、同マスター プランの中で提案される第四架橋建設計画の妥当性を、現状の道路ネットワークの交通特性分析や交通量需要予測調査等を通じて検証することで、有償資金協力の案件化を念頭に置いた今後のJICA支援の可能性を提案する。また、必要に応じ、同橋梁へのアクセス道路や周辺インフラの整備、橋梁の保守・維持管理などを視野に入れた無償資金協力、技術協力プロジェクト、及び両者と円借款の組み合わせによる支援アプローチの検討も行う。

3. 調査対象地域

ドゥアラ都市圏の交通渋滞地点、特に国道3号線から第1架橋と周辺連絡道路、そして第4架橋建設が予定されるドゥアラ市北側(ドゥアラ第5区ボナムサディ地区からジェバレ島を通過し、ドゥアラ第4区のボナマトンベ地区を繋ぐ地域)地域及び、同地域から国道3号線への接続が考えられる地域。

4. 窓口・関連機関

1. 公共事業省調査・技術局 (MINTP / DET)

(Ministère des Travaux Publics, Direction des Etudes Techniques)

2. ドゥアラ開発機構 (CUD / DEPIDD)

(Communauté Urbaine de Douala, Direction des Etudes, de la Planification Urbaine, et du Développement Durable)

3. 都市・移住開発省 (MINDUH)

(Ministère du Développement Urbain et de l'Habitat)

その他調査対象地域の関係省庁出先機関

4. 経済・計画・地方開発省・地域統合協力局 (MINEPAT)

(Ministère de l'Economie, de la Planification et de l'Aménagement du Territoire)

5. 業務の範囲

本業務受注コンサルタント（以下「コンサルタント」とする）は、「2.調査の目的」を達成するために「6.の実施方針及び留意事項」を踏まえつつ「7.調査の内容」に示す事項を実施し、「8.成果品」に示す報告書を作成する。

6. 実施方針及び留意事項

本調査はカメルーン政府より提案のあったウーリ川沿いの第4架橋建設に関し、現行の開発戦略及びマスター プランとの整合性の確認及び必要な関連情報の整理を行うことで、

ドゥアラ市の都市交通の効率化に資するJICA支援策を検討するものである。同支援策の検討に当たっては、以下の点を十分考慮すること。

(1) 既存の開発戦略・マスター・プランの実施に係る最新情報の確認

ドゥアラ市は、2012年に作成されたマスター・プラン等の実現に向けて現在開発を進めているところ、同計画の達成状況・投入計画・今後の課題等を十分に整理した上で、当該候補案件の位置づけを確認すること。また、他ドナーの支援動向についても留意すること。

(2) 調査対象地域の道路網の現状と交通特性にかかる調査の実施

ドゥアラ市の都市開発マスター・プランでは、現在ウーリ川を跨ぐ4つの橋梁の必要性が提案されている。本調査で第4架橋建設の妥当性を検証するにあたっては、既存の第1架橋周辺の現況交通量（車種別、時間帯別、方向別等）の把握に加え、現在建設中の第2架橋及び現在調査実施中の第3架橋が開通した場合の道路交通の需要予測を行い、当該案件（第4架橋建設）の実施による事業効果（地域の交通環境及び住民の生活環境の改善、渋滞解消と輸送コストや所要時間の軽減によるドゥアラ都市圏の物流改善、ジュバレ島の飛び地化解消等）を十分に確認することが求められる。

(3) 環境社会配慮にかかる調査

JICA環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）に基づき、用地取得、住民移転、自然生息地、保護地区等、環境社会影響を回避または最小化する計画を提案することが重要である。特に、第4架橋建設予定地であるジュバレ島付近はマングローブ林が分布している他、連絡道路建設を含む用地取得等による住民移転が見込まれるため、事前の情報収集を行う。

(4) 先方政府実施機関、関係ドナーとの十分なコミュニケーション

ドゥアラ市都市交通開発に係る今後の計画等について、先方政府やCUD等に十分なヒヤリングを実施し、収集した情報に基づいた支援方針の検討を協働で実施すること。特に道路行政、法律、制度、組織、事業実施体制、橋梁・道路維持管理体制等の整備を含め、第4架橋建設効果発現の観点から、カメルーン側の負担が見込まれるアクセス道路の整備や道路構造物の建設と、それに伴う用地取得や住民移転等の必要性につき、カメルーン側の理解促進を図ること。

また、先行案件となる第2架橋建設の融資を行うAFDや受注企業等、第3架橋のF/S支援を行うアフリカ開発銀行等にも十分なヒヤリングを行い、本調査に必要なデータや妥当性の検証に必要な情報の取得・整理を行う。

(5) 本邦技術を活用した円借款の案件形成に向けた提案

カメルーンは本邦技術活用条件（STEP）の適用が可能な国であるところ、環境への配慮、軟弱地盤対策や耐震対策等を勘案し、我が国の技術的優位性が確認される場合

は、STEP 条件を活用した円借款案件の形成に向けた提案を行うこと。先方政府への本邦技術紹介については、プロポーザルの中で具体的な提案を行うこと。必要に応じて先方政府技術者を本邦招聘し技術紹介等を行うことも可能とする。

7. 調査の内容

以下に想定される業務を効率的且つ効果的に実施する。

(1) ドゥアラ都市圏にかかる政府開発戦略と開発計画の情報収集と整理

カメリーンでは、国レベル、地方自治体レベルで開発戦略文書が複数存在する。国家レベルの全体計画としては、「雇用と成長のための戦略文書 (Document de Stratégie pour la Croissance et l'Emploi : DSCE)」(2010)、「カメリーン・ビジョン2035(Cameroun Vision 2035)」があり、交通インフラ・セクターでは、「道路セクター・マスター・プラン (Le Plan Directeur Routier : PDR)」(2005年EUの資金協力。現在改訂中)、「交通セクター戦略文書 (Stratégie Sectoriel des Transports)」(2010)、「マルチモーダル交通王開発戦略マスターplan (LA STRATEGIE MULTIMODALE DES INFRASTRUCTURES DE TRANSPORT)」(世銀の支援により策定中) 等がある。さらに、地方自治体レベルでは、CUDが世銀・AFDの支援を得て策定した「ドゥアラ及び都市圏の開発戦略」や「ドゥアラ市都市開発マスタープラン2025」がある。こうした各戦略文書の実施状況や今後の計画について情報収集し、整理する。

(2) 他ドナーによる支援状況にかかる情報収集と整理

ドゥアラ都市圏内外の道路・橋梁インフラ整備、及び都市開発、物流改善・促進等について、他ドナーによる支援の実施状況、今後の支援計画に関する情報を収集し、整理する。特に、先行案件となる第2架橋建設の融資を行うAFDや第3架橋のF/S支援を行うアフリカ開発銀行等には十分なヒヤリングを行い、本調査に必要なデータの整理や妥当性の検証に役立てる。

(3) ドゥアラ都市圏の社会経済状況の確認及び地図情報の収集・整理

カメリーンでは、都市圏における道路・橋梁整備に必要な基礎データ（交通量、需要予測、経済性、交通の特性等）の収集・管理体制が未整備であるため、ドゥアラ都市圏について、人口調査、交通調査、土地利用計画の策定にかかる都市計画図等、需要予測の算出に必要となる統計データの有無を関係機関等に確認すると共に、既存データがある場合は可能な限り収集・整理し、同都市圏の社会・経済状況、及び、同都市圏を含む地域の貿易及び産業の動向を分析する。また、地形データや地図情報等、第4架橋建設、主要幹線道路との連絡道路の整備や道路構造物の検討に必要な地図情報データを収集・整理し、第4架橋建設計画の効果発現のためにクリティカルなポイントを分析する。

(4) 事前準備（国内作業）及びインセプション・レポートの作成・説明・協議

既存の関連資料・情報・データを整理、分析し、調査実施にかかる基本方針、方法、項目と内容、実施体制、工程、手順を検討する。これらを踏まえたインセプション・レポートを作成し、JICAの了承を得る。調査実施体制及びインセプション・レポートの説明・協議を先方窓口機関、関係機関と行い、基本的な了解を得る。

(5) ドゥアラ都市圏、特に調査対象地域の現地踏査による情報収集及び分析

1) 交通調査

ドゥアラ都市圏、特に対象地域における既存道路網の現状と特性、第4架橋建設にかかる交通需要と期待される効果を予測するため、既存の調査データを補足する形で以下の調査を行う。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。また、現時点で想定される調査は以下の通りだが、プロポーサルにおいては、可能な限り効率的且つ経済的に調査を実施する方法を提案すること。

- ① 交通量調査（車種別、時間帯別、方向別等）
- ② 路側起終点調査（路側OD調査）
- ③ 交通渋滞発生地集中地点や主要幹線道路との接続地点等での断面交通量調査
- ④ 旅行速度調査
- ⑤ 軸重調査
- ⑥ 道路状況調査

2) 将来の需要・交通渋滞予測の実施

上記の交通調査を基に、交通流動の現状解析を行い、次に将来の社会経済フレームの予測、将来のドゥアラ都市圏道路網整備計画、土地利用計画等も踏まえ、第4架橋にかかる交通需要を予測する。その際、経済成長や人口増加に基づく予測だけでなく、第1架橋に隣接して建設中の第2架橋、ドゥアラ都市圏北部を迂回する第3架橋が開通した場合の誘発交通量を含めた交通流動の変化についても考慮し、第4架橋の必要性、建設予定地の妥当性について分析・検討する。また、第4架橋建設により期待される都市モビリティの改善見込みのみならず、社会経済的なインパクトについても、検証する。

3) 舗装構成の確認

当該橋梁及び連絡道路等においては、ドゥアラ港や産業集積地からのトラック等の重量車の走行も見込まれる（相当数の過積載車も含む）ので、軸重調査等を通じて関連する統計や情報収集を行い舗装構成の検討について考慮する。

4) 地形・測量、地質・土質調査等（再委託可）

第4架橋建設予定地は、脆弱地盤であるウーリ川河口中州地帶であることから、地

形・測量、地質・土質、等の調査実施による解析・検証が不可欠となる。今後の計画に大きな影響を及ぼす可能性があることから、現地再委託契約等も含め実施する。

5) 水理・水文調査等（再委託可）

水理学、気象学の専門機関、また関連データを扱うに適した地域機関と協力して現場での調査を実施し、以下のデータを収集すること。なお、乾季・雨季における雨量、河川の増水、河積阻害等についても十分考慮し、本件にかかる自然環境（起伏及び水資源や農業・水産及び水底生物等の視点からの自然のリスク）の調査も十分に行う。

- ①特にプロジェクト対象地域における過去の水文データ（流域の雨量および水文学的特徴）
- ②アクセス道路や幹線道路沿いに建築予定の建築物に関するデータ
- ③水理学的数据（川床の地形、流況、洗掘のリスク、浮遊土砂輸送、水に起因する作用、航行状況）
- ④河水の特性（塩分濃度、産業廃棄物の割合）
- ⑤気候変動（気候、風、気温、周辺環境...）
- ⑥河川の水位、季節的変動（最高水位、航行可能な最高水位、航行可能な最低水位）および河水の動き（潮の影響）や流速の統計と観測
- ⑦現場の水文地質学的概観、回避すべきゾーンの描写（例：帶水層他）
- ⑧地震データ

(6) 環境社会配慮にかかる情報収集及び分析（再委託可）

第4架橋建設予定地候補それぞれにつき、JICA環境社会配慮ガイドライン（2014年4月）に則り、第4架橋建設予定候補地それぞれのルートでの環境社会に係る情報収集をおこなう。

- ① ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済状況等）の確認
- ② 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
 - 1) 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、住民参加、情報公開等）に関する法令や基準等
 - 2) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）との乖離
 - 3) 関係機関の役割
- ③ 想定されるプロジェクト対象地域の主要な環境問題を特定し、優先度を付ける。
- ④ 想定されるプロジェクトの主な構成要素に関連して、正または負、直接的または間接的な影響（人間と自然環境への）を及ぼしうる原因の特定。
 - 交通誘導、経済成長、安全への影響、地域の環境の変化による様々な結果。プロジェクトの様々なプランがもたらす潜在的影響の概略分析、ジェバレ島は脆弱な生態系が存在し、環境対策に留意が必要な地域であるため、特に注意が必要である。コンサルタントは規定に従い、土地問題に関する支援対策に対処するための適切な措置を提案すること。

(7) 橋梁案件化に向けた支援シナリオ（架橋ルート、橋梁形式等）の提案

上記(1)～(6)の調査にて収集・分析した地形、河川状況等の自然条件を含むデータ、環境社会影響、周辺の経済インフラ、既存道路網の特性、並びに後述する本邦招聘プログラム等の実施を通じて検討した本邦技術活用の可能性等を総合的に勘案し、橋梁建設事業として実現可能な支援策を提案する。同支援策の提案は、第4架橋のルートや橋梁形式以外にも、アクセス道路及び主要幹線道路に接続する交差点における構造形式（立体交差やアンダーパス等）を含むものとし、ドゥアラ市の都市交通網の改善に向けた開発シナリオを複数提案する。また、同提案に基づいた比較検討及び優先シナリオの提案もを行うこと。

(8) 想定される事業費の提案

上記(7)で提案された支援シナリオについて、それぞれ事業の概算コストを算定する。その際、カメルーン国政府の債務負担能力や、維持管理能力も勘案し、適切な事業額となるよう配慮する。

(9) 協調融資の可能性、他ドナーとの連携可能性

上記(1)～(8)の調査・検討結果を踏まえ、他ドナーとの協調融資の可能性やその関心について、アフリカ開発銀行、世銀、AFD等へのヒヤリングを通じて確認する。

(10) 案件化に向けた今後の課題の整理

本調査を通じて円借款の事業化の可能性が確認できる場合は、案件形成に係る今後の検討スケジュールの提案と今後JICAにて整理すべき課題の整理を行う。

(11) ドラフト・ファイナル・レポートの作成、説明、協議

これまで実施された本調査の全ての結果を取りまとめの上、ドラフト・ファイナル・レポートを作成し、JICAに説明、協議の上、了解を得る。その上で、同ドラフトをカメルーン側関係機関へ説明、協議する。

(12) 本邦招聘プログラムの実施

先方政府関係者への日本技術の紹介を目的に、カメルーン側の実施機関代表者（MINTP、CUD、MINDUH、MINEPAT、MINMAP等）最大5名を招聘し、関連する技術を活用した日本国内の現場視察、技術者による講義、関連する業界団体や本邦企業、関係省庁への訪問・協議を行うことも可能とする。なお、同招聘プログラムを実施する場合には、プロポーザルの中で招聘プログラムの計画書(案)を提案すること。実施の段階では、同招聘プログラムの計画書についてJICAと十分な協議を行うこと。なお、本招聘事業の中でコンサルタントが行う具体的な業務は以下を想定している。

1) 招聘者受入：

① カメルーン側参加者への招聘プログラム、技術説明会開催の趣旨説明、

事前情報の提供。

- ② 航空券の手配
- ③ 査証の手配
- ④ 来日時・帰国時の空港送迎
- ⑤ 本邦における宿舎手配及び宿泊先への支払
- ⑥ 保険加入手続き
- ⑦ 参加者に対する来日時手当及び滞在費（日当）、諸経費の支給
- ⑧ 招聘日程に基づく参加者の国内移動手配
- ⑨ 該当する関連技術にかかる日本の業界団体によるプレゼンテーションの実施支援。

2) 招聘プログラムの実施：

- ① 招聘日程・プログラムの作成
- ② 講師の手配
- ③ 見学先・実習先の手配
- ④ 視察資料の作成
- ⑤ 講義・実習・見学の実施

3) 招聘プログラムの監理：

- ① 招聘日程に基づく参加者の引率及び講義・実習・見学における通訳等
- ② 参加者への各種伝達及び招聘プログラム関係者間の連絡・報告・調整
- ③ 引率・同行中の参加者の病気・怪我等緊急事態、各種トラブルへの初動対応。

なお、招聘プログラム実施に関する直接経費（航空賃、滞在費（日当）、宿泊費、保険料、諸経費、講師謝金、会場借上費、会議費等）については、見積書に積算することは不要とし、契約交渉で協議する。それ以外の上記にかかる一切の費用（人件費等）については、見積書に積算すること。なお、技術説明会以外の会議費（会議費とは招聘対象者が出席する飲食を伴う業務上必要な会議・会合における飲食関連費用のこと）の計上は認めない。

8. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書は以下のとおり。なお、本契約における成果品は「ファイナル・レポート（和文、仏文、英文）」とする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について、了承を取るものとする。

（1） 報告書

1) インセプション・レポート (IC/R)

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与内容

等

提出時期：契約開始後15日以内

部数：和文10部（JICA）、仏文・英文各10部（カメリーン側関係機関）

電子データ：PDF形式、ワード形式

2) プログレス・レポート

記載事項：本調査の背景、既存情報の収集・整理や現地踏査による情報収集・分析・検討の結果、導き出された複数の候補ルート案の比較検討、環境社会影響の概要等。

提出時期：10月上旬

部数：和文10部（JICA）、仏文・英文各10部（カメリーン側関係機関）

電子データ：PDF形式、ワード形式

3) ドラフト・ファイナル・レポート（DF/R）

記載事項：調査の全体成果（要約を含む。自然条件調査等、最終結果が確定していない情報については、その旨を明記する）

提出時期：12月上旬

部数：和文10部（JICA）、仏文・英文各10部（カメリーン側関係機関）

電子データ：PDF形式、ワード形式

4) ファイナル・レポート（F/R）

記載事項：調査の全体成果（要約を前段に含む。本業務にて収集した全資料を添付する）。前述3)のドラフト・ファイナル・レポートに対するカメリーン側のコメント、技術説明会における日本企業とのディスカッションを反映したもの）

提出時期：2017年1月中旬

部数（製本版）：和文15部（JICA）、

仏文・英文各15部（カメリーン側関係機関）

電子データ（CD-R）：PDF形式、ワード形式

（2）その他提出物

以下の提出物をJICAに提出する。

1) 議事録

コンサルタントとカウンターパート機関との間で行われる調整会議、各報告書の説明・協議の内容をJICAが確認するため、コンサルタントはこれらに係る議事録等を作成しJICAに速やかに提出する。また、JICA及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等をとりまとめ、3日程度のうちにJICAに提出すること。JICAカメリーン事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、5日程度前までに配布資料をJICAに提出すること。

2) 業務計画書

本業務開始時に、業務実施方針等の計画案を作成し、JICAに提出する。

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後15日以内

部数：和文1部（簡易製本）、電子データ（PDF形式、Word形式）

3) 活動業務報告書

JICAの規定により、調査業務日誌を添付した月例の業務報告を翌月10日までにJICAに提出する。

4) 収集資料

本調査を通じて収集した資料及びデータは月毎に整理し、収集資料リストを付したうえで毎月JICAへ提出する。収集資料は可能な限り電子化し、CD-R等に収録する。

5) 業務実施報告書

ファイナル・レポート（調査結果を中心とした記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書を作成し、履行期限内にJICAに提出する。

6) 映像資料、画像集

本調査を通じて提案する内容に基づき、コンサルタントは、対象地域の現状と課題、事業実施の必要性及び想定される成果を一般的にわかりやすく説明できるような映像資料を、現地撮影やGoogle Earth、CG等の立体視できる素材を組み合わせて作成し、ドラフト・ファイナル・レポートの提出時に合わせてJICAに提出する。内容には事業の背景及び概要、本邦企業の技術活用例、完成予想図、現状と完成後の対比等が含まれることを想定している。映像の長さは15~20分程度、言語は日本語及び英語とする。なお、使用する素材の著作権や肖像権等には十分に配慮し、権利がコンサルタント自身に帰属するもの以外については必ず権利帰属者の承諾を得る、権利帰属表示を行う等の必要な措置をとること。

7) その他

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、JICAが必要と認め報告を求めたものについて提出する。

（3）成果品の仕様

インセプション・レポート、プログレス・レポート及びドラフト・ファイナル・レポートは原則として簡易製本とし、ファイナル・レポートは製本する。報告書類の印刷、電子化（CD-ROM）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する仏文、英文、和文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブ・スピーカーによる仏文、英文校閲を必ず受けること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

2016年6月上旬～中旬より業務を開始し、2017年1月中旬を目途にファイナルレポートを提出する。但し、調査中の状況により必要と判断されれば、JICA及びカメルーン国側関係者と協議の上で工程を変更する場合がある。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(ア) 業務量の目途

合計 約26.33 M/M （現地：17.33M/M、国内：9.00M/M）

※現地渡航回数は最大2回まで。

(イ) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は以下の6名を想定しているが、業務内容及び業務工程、経済性を十分考慮の上、より適切な団員構成がある場合はその理由も含めてプロポーザルにて提案すること。また、以下に示す格付けは目安であり、これと異なる格付けを提案することも認める。ただし、目安を超える格付けの提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

①総括/道路交通計画（2号）

②橋梁設計(3号)

③道路設計

④交通量需要予測（3号）

⑤経済・財務分析・積算

⑥環境社会配慮

※地形・測量、地質・土質調査、水理・水文調査は再委託で実施することを想定。

3. 対象国の便宜供与

本業務は国際約束を伴わない情報収集・確認調査であるが、本コンサルタントに対する執務スペースの提供、現地調査の実施に必要な許認可の付与等の便宜供与が適切に行われるよう、JICAとカメルーン国政府の間において合意を図る。

4. 閲覧資料

【閲覧可能資料】

以下の資料は、JICAアフリカ部アフリカ第四課において閲覧可能。

- 「雇用と成長のための戦略文書（Document de Stratégie pour la Croissance et l'Emploi : DSCE）」（2010）、
- 「カメルーン・ビジョン2035(Cameroun Vision 2035)」
- 「交通セクター戦略文書（Stratégie Sectoriel des Transports）」（2010）、

- ・「ドゥアラ及び都市圏の開発戦略」
- ・「ドゥアラ市都市開発マスターplan2025」

5. 調査用機材の調達

コンサルタントは、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、本見積もりに含めること。

6. 現地再委託

本指示書中に明記されている「交通調査」、「地形・測量、地質・土質調査」及び「水理・水文調査」に関しては、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン(2012年4月)」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行う。本業務に係る費用については、プロポーザル提出時に別見積もりとして提出すること。このほかに現地再委託が適切であると判断されるものについては、プロポーザルにて提案すること。

7. 国内再委託

本指示書中に明記されている「映像資料の作成」に関しては、本調査における他の業務とは性質の異なる専門的な技術・知見が求められることが想定されるため、国内の法人等に再委託して実施することを認める。国内再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン(2012年4月)」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。なお、本業務に係る費用については、プロポーザル提出時に別見積もりとして提出すること。

8. 安全管理

現地作業期間中はくれぐれも安全管理に留意する。当地の治安状況、移動手段等についてJICAカーメルーン事務所と密接な連絡をとれるように留意する。